

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
25	自立支援医療(精神通院)支給認定に関する事務(東京都単独医療費助成制度)

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

豊島区は、自立支援医療(精神通院)支給認定に関する事務(東京都単独医療費助成制度)における特定個人情報ファイルの取り扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

豊島区長

## 公表日

令和5年7月20日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	自立支援医療(精神通院)支給認定に関する事務(東京都単独医療費助成制度)
②事務の概要	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく、医療費支給認定申請、認定情報変更、再交付申請受理並びに東京都への進達
③システムの名称	①総合保健福祉システム(高齢障害者福祉) ②システム共通基盤(団体内統合宛名) ③中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
・自立支援(精神通院医療)・医療助成ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法9条第2項 ・特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例第2条別表六十一の二 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例第4条別表第一項番4
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</span>
②法令上の根拠	・番号法19条9号(予定) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例第4条別表第一項番4
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	池袋保健所 健康推進課、池袋保健所 長崎健康相談所
②所属長の役職名	健康推進課長、長崎健康相談所長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	政策経営部 区民相談課 行政情報グループ 〒171-8422 東京都豊島区南池袋2-45-1
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒170-0013 東京都豊島区東池袋4-42-16 池袋保健所 健康推進課 医療費助成グループ TEL03-3987-4172 〒171-0051 東京都豊島区長崎3-6-24 池袋保健所 長崎健康相談所 管理・事業グループ TEL03-3957-1191

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1,000人以上1万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 <span style="float: right;">[ ]委託しない</span>		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) <span style="float: right;">[ ]提供・移転しない</span>		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 <span style="float: right;">[ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)</span>		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[ <input type="radio"/> ] 自己点検 [ <input type="radio"/> ] 内部監査 [ ] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年5月18日	I 関連情報 5 評価実施機関における担当部署 ②所属長	健康推進課長 尾本由美子、 長崎健康相談所長 原田美江子	健康推進課長 石丸雄二、 長崎健康相談所長 荒井和子		
平成28年5月18日	I 関連情報 7 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	政策経営部 広報課 行政情報グループ 〒171-8422 東京都豊島区南池袋2-45-1	政策経営部 区民相談課 行政情報グループ 〒171-8422 東京都豊島区南池袋2-45-1		
平成28年5月18日	I 関連情報 8 特定個人情報ファイルの取り扱いに関する問い合わせ	〒170-0013 東京都豊島区東池袋1-20-9 池袋保健所健康推進課健康係 Tel.03-3987-4172 〒171-0051 東京都豊島区长崎3-6-24 池袋保健所長崎健康相談所健康係 Tel.03-3957-1191	〒170-0013 東京都豊島区東池袋1-20-9 池袋保健所健康推進課管理・事業グループ Tel.03-3987-4172 〒171-0051 東京都豊島区长崎3-6-24 池袋保健所長崎健康相談所管理・事業グループ Tel.03-3957-1191		
平成28年5月18日	II しきい値判断項目 1対象人数	平成27年3月1日 時点	平成28年4月1日 時点		
平成28年5月18日	II しきい値判断項目 2取扱者項目	平成27年3月1日 時点	平成28年4月1日 時点		
平成29年5月31日	評価書名	自立支援医療(精神通院)支給認定に関する事務	自立支援医療(精神通院)支給認定に関する事務(東京都単独医療費助成制度)		
平成29年5月31日	個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	豊島区は、自立支援医療(精神通院)支給認定に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	豊島区は、自立支援医療(精神通院)支給認定に関する事務(東京都単独医療費助成制度)における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。		
平成29年5月31日	I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ①事務の名称	自立支援医療(精神通院)支給認定に関する事務	自立支援医療(精神通院)支給認定に関する事務(東京都単独医療費助成制度)		

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年5月31日	I 関連情報 3.個人番号の利用 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例第4条別表第一項番4	・番号法9条第2項 ・特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例第2条別表六十一の二 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例第4条別表第一項番4		
平成29年5月31日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ①実施の有無	未定	実施する		
平成29年5月31日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠		・番号法19条8号(予定) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例第4条別表第一項番4		
平成29年5月31日	I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務③システムの名称	①総合保健福祉システム(高齢障害者福祉) ②システム共通基盤(団体内統合宛名) ③中間サーバー	①総合保健福祉システム(高齢障害者福祉) ②システム共通基盤(団体内統合宛名) ③中間サーバー		
平成29年5月31日	I 関連情報 2.特定個人情報ファイル名	・自立支援(精神通院医療)・医療助成申請受理、処理簿(総合保健福祉システム)	自立支援(精神通院医療)・医療助成ファイル		
平成29年5月31日	IIしきい値判断項目 1対象人数	平成28年3月1日 時点	平成29年4月1日 時点		
平成29年5月31日	IIしきい値判断項目 2取扱者項目	平成28年3月1日 時点	平成29年4月1日 時点		
平成30年7月3日	I 関連情報 5 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	健康推進課長 関なおみ、 長崎健康相談所長 荒井和子	健康推進課長、長崎健康相談所長		
平成30年7月3日	I 関連情報 8 特定個人情報ファイルの取り扱いに関する問い合わせ	〒170-0013 東京都豊島区東池袋1-20-9 池袋保健所健康推進課管理・事業グループ TEL03-3987-4172 〒171-0051 東京都豊島区长崎3-6-24 池袋保健所長崎健康相談所管理・事業グループ TEL03-3957-1191	〒170-0013 東京都豊島区東池袋1-20-9 池袋保健所健康推進課管理・事業グループ TEL03-3987-4172 〒171-0051 東京都豊島区长崎3-6-24 (※〒171-0051 長崎2-27-18 1階に仮移転中) 池袋保健所長崎健康相談所管理・事業グループ TEL03-3957-1191		
平成30年7月3日	IIしきい値判断項目 1対象人数	平成29年4月1日 時点	平成30年4月1日 時点		

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年7月3日	Ⅱしきい値判断項目 2取扱者項目	平成29年4月1日 時点	平成30年4月1日 時点		
令和1年6月25日	Ⅱしきい値判断項目 1対象人数	平成30年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	
令和1年6月25日	Ⅱしきい値判断項目 2取扱者項目	平成30年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	
令和2年1月7日	Ⅱしきい値判断項目 1対象人数	平成31年4月1日 時点	令和元年9月1日 時点	事後	
令和2年1月7日	Ⅱしきい値判断項目 2取扱者項目	平成31年4月1日 時点	令和元年9月1日 時点	事後	
令和2年1月7日	Ⅱしきい値判断項目 3重大事故	発生なし	発生あり	事後	
令和2年1月7日	I 関連情報 8 特定個人情報ファイルの取り扱いに関する問い合わせ	〒170-0013 東京都豊島区東池袋1-20-9 池袋保健所健康推進課管理・事業グループ Tel03-3987-4172 〒171-0051 東京都豊島区长崎3-6-24 (※〒171-0051 長崎2-27-18 1階に仮移転中) 池袋保健所長崎健康相談所管理・事業グループ Tel03-3957-1191	〒170-0013 東京都豊島区東池袋4-42-16 池袋保健所 健康推進課 管理・事業グループ Tel03-3987-4172 〒171-0051 東京都豊島区长崎3-6-24 (※〒171-0051 長崎2-27-18 1階に仮移転中) 池袋保健所 長崎健康相談所 管理・事業グループ Tel03-3957-1191	事後	一部移転による
令和2年11月4日	Ⅱしきい値判断項目 1対象人数	令和元年9月1日 時点	令和2年9月1日 時点	事後	
令和2年11月4日	Ⅱしきい値判断項目 2取扱者項目	令和元年9月1日 時点	令和2年9月1日 時点	事後	
令和2年11月4日	Ⅱしきい値判断項目 3重大事故	発生あり	発生なし	事後	
令和3年9月17日	Ⅱしきい値判断項目 1対象人数	令和元年9月1日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	
令和3年9月17日	Ⅱしきい値判断項目 2取扱者項目	令和元年9月1日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	
令和3年9月17日	I-4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法19条8号(予定)	・番号法19条9号(予定)	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年8月17日	Ⅱしきい値判断項目 1対象人数	令和3年4月1日 時点	令和4年4月1日 時点	事後	
令和4年8月17日	Ⅱしきい値判断項目 2取扱者項目	令和3年4月1日 時点	令和4年4月1日 時点	事後	
令和5年7月20日	I 関連情報 8 特定個人情報ファイルの取り扱いに関する問い合わせ	〒170-0013 東京都豊島区東池袋4-42-16 池袋保健所 健康推進課 管理・事業グループ Tel.03-3987-4172 〒171-0051 東京都豊島区长崎3-6-24(※〒171-0051 長崎2-27-18 1階に仮移転中) 池袋保健所 長崎健康相談所 管理・事業グループ Tel.03-3957-1191	〒170-0013 東京都豊島区東池袋4-42-16 池袋保健所 健康推進課 医療費助成グループ Tel.03-3987-4172 〒171-0051 東京都豊島区长崎3-6-24 池袋保健所 長崎健康相談所 管理・事業グループ Tel.03-3957-1191		
令和5年7月20日	Ⅱしきい値判断項目 1対象人数	令和4年4月1日 時点	令和5年4月1日 時点		
令和5年7月20日	Ⅱしきい値判断項目 2取扱者項目	令和4年4月1日 時点	令和5年4月1日 時点		